

# 小規模多機能型居宅介護グリーンハウスやまうち事業計画書

## 〔1〕目的

### 小規模多機能型居宅介護

要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流との下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、またその生活圏域における孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## 〔2〕運営内容

### 1. 実施主体

社会福祉法人 尚生会

### 2. 開設年月日

平成19年4月1日

### 3. 介護保険指定日

平成19年4月1日(介護保険事業所番号 0992700047)

### 4. 職員構成

管理者(兼務) 1名

副生活相談員 1名(サービス計画作成担当者兼務)

看護職員 1名

介護職員 9名

## 5. 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

営業時間 通い(基本時間 9時から16時)

訪問(基本時間 24時間対応)

宿泊(基本時間 16時から9時)

## 6. 協力病院

医療法人 今井医院(茂木町)

### [3]利用対象者

要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者、または要介護認定及び要支援認定の申請を希望される被保険者。

利用登録定員は25名とし、通いは15名、宿泊は9名の定員とする。

### [4]運営方針

1. 利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図り、利用者の心身の状況や環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供する。
2. 利用者一人ひとりの人格を尊重、役割を持って家庭的な環境で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
3. サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、機能訓練及び日常生活に必要なサービスを提供する。また、要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう、目標を設定し、これを計画的に行う。
4. サービスの提供にあたっては、利用者または家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいよう説明を行う。
5. 利用者が通いサービスを利用していない日には、可能な限り訪問サービスや電話連絡による安否確認を行い、居宅における生活を支えるためのサービスを提供する。

6. 提供するサービスの質の維持向上のため評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表、改善を図る。
7. 地域の福祉活動が継続的に発展していくために、地域住民の方と情報交換などができる活動の一つとして交流会等を実施する。
8. 感染症対策として洗面所等の清掃清潔(床・ベット・手すり)、居室の換気、各設備等の維持、管理の徹底、流水と石鹸による手指消毒(手洗い・うがい励行)等を行い、職員が感染源、媒介者にならないよう努め、清潔な環境づくりにより、利用者の健康管理を行う。
9. 介護事故防止の意識を日頃から高め充分に目配り気配りし危険予測しながら業務に努める。
10. 管理者は、契約の際に利用者又は家族等に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルをもとに懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。

#### [5]今年度運営目標

① 2018年度見込数	利用者延べ人数	300名(月平均登録数25名)	介護度 2.0
	報酬金額	64,906,978円(食事・居住費込み)	
2019年度目標数	利用者延べ人員	300名(月平均登録者数25名)	介護度 1.9
	報酬金額	63,438,954円(食事・居住費込み)	

#### <2019年度重点目標>

##### 1. 高齢者の尊厳

～全職員が『尊厳を守ること』について理解し、高齢者の人権と人間性を尊重したケアに努める～

#### <今年度目標>

##### ① 接遇基本5原則の強化

～あいさつ・表情・言葉づかい・立ち居振る舞い・身だしなみ～

##### ② 認知症を理解し、その人らしい生活の実現に取り組む

## [6] 事業内容

### 1. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活支援：有する能力に応じ、移動、休養、通院介助など必要な介護を行う。

②健康管理：血圧測定等、全身状態の把握を行う。また必要時には主治医に連絡を行う。

③機能訓練：利用者の状況に応じて適した機能の維持向上や残存能力の活用を目的として訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。

④食事支援：利用者の身体状況に応じた食事形態（粥食、刻み食、ペースト食）での食事を提供するとともに、食事の介助など食事に必要な介護を行う。また、毎食後の口腔ケアの励行と昼食事の前に嚥下体操実施し口腔内清潔や義歯点検、嚥下機能の向上に努める。

⑤入浴支援：心身の状況に応じた浴槽で自立支援を目的とした入浴介助や清拭、衣類の着脱など必要な介護を行う。

⑥排泄支援：利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行う。

⑦送迎支援：希望により、通院送迎及び通院介助、利用者宅と事業所間の送迎を行う。

### 2. 訪問サービス

利用者の自宅にて、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護及び機能訓練を行う。また電話連絡による安否確認を行う。

### 3. 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護及び機能訓練を行う。

### 4. 生活相談

利用者及び家族の介護等に関する相談や助言、申請代行等を行う。

### 5. 介護計画

利用者の心身の状況や環境を踏まえて、具体的サービスを記載した、介護計画を作成する。

### 6. 地域交流

季節に合わせた行事や総合避難訓練、地域交流会に参加し地域のふれあいを大切にすることで生活にメリハリをつける。

#### 7. リスクマネジメント管理

サービス提供中の事故を未然に防ぐ為、安全対策会議を行う。また緊急時には緊急対応マニュアルを活用し、対応することを職員に周知徹底する。